

京都市告示第50号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、平成17年4月1日から平成18年3月31日まで、財団法人京都市体育協会を京都市公金収納受託者とし、京都市都市公園条例第16条の規定に基づく岡崎公園野球場、岡崎公園テニスコート、一乗寺公園野球場、岩倉東公園野球場兼運動場、朱雀公園野球場兼運動場、東野公園野球場、勧修寺公園野球場兼運動場、勧修寺公園テニスコート、殿田公園野球場兼運動場、吉祥院公園野球場、吉祥院公園球技場、上鳥羽公園野球場、西院公園テニスコート、牛ヶ瀬公園野球場、小畑川中央公園野球場兼運動場、小畑川中央公園テニスコート、三栖公園野球場、三栖公園テニスコート、下鳥羽公園球技場、伏見公園野球場兼運動場、桂川緑地久我橋東詰公園第1球技場、桂川緑地久我橋東詰公園第2球技場、桂川緑地久我橋東詰公園第3球技場、桂川緑地久我橋東詰公園運動場兼ソフトボール場及び桂川緑地久我橋東詰公園テニスコートの使用料（京都市スポーツ情報提供システムに係る使用料を除く。）の徴収事務を委託します。

平成17年4月1日

京都市長 榊 本 頼 兼

（文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課）